

豊中市妊婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）を実施することにより、母体及び胎児の健康管理の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、豊中市に住民登録がある妊婦のうち、市長から妊婦健康診査受診券（兼結果通知票）（以下「受診券」という。）の交付を受けた者とする。

(受診券の交付)

第3条 豊中市に住民登録がある妊婦は、産婦人科で妊娠しているとの診断を受けた上で、市長に対し、妊娠届出書を提出するものとする。

2 市長は、前項の妊娠届出書を受理したときは、当該届出者に対し、受診券を別表1に定める範囲で交付するものとする。

3 他自治体に妊娠を届け出て、当該自治体から受診券の交付を受けた妊婦のうち、市内に転入し、市長から本市の受診券の交付を受けようとする者は、市長に対し、母子保健関係書類等（再）交付申込書を提出するものとする。

4 市長は、前項の母子保健関係書類等（再）交付申込書を受理したときは、当該申込者に対し、別表2に定める妊娠週数に応じた枚数の受診券を交付するものとする。

5 豊中市に住民登録がある妊婦のうち、受診券を紛失または破損し、再交付を受けようとする者は、市長に対し、母子保健関係書類等（再）交付申込書を提出するものとする。

6 市長は、前項の母子保健関係書類等（再）交付申込書を受理したときは、やむをえないと事情があると認める場合のみ、当該申込者に対し、別表2に定める妊娠週数に応じた枚数または16から（多胎妊娠の場合は21から）母子健康手帳等により確認できる妊婦健診の回数を減じた枚数のいずれか少ないほうの枚数の受診券を、再交付の印をつけて再交付するものとする。

7 前項の規定により受診券の再交付を受けた者は、紛失した受診券を見つけた場合は、それを市長に速やかに返却しなければならない。

(受診券の有効期間)

第4条 受診券の有効期間は、交付の日から交付を受けた妊婦が出産した日までとする。ただし、前条第4項の規定により交付された受診券の有効期間は、交付を受けた妊婦が市民となった日から出産した日までとする。

(実施医療機関等)

第5条 健康診査は、次に掲げる医療機関等において実施する。

(1) 一般社団法人大阪府医師会に加入する医療機関（以下「医師会加入実施医療機

関」という。)及び一般社団法人大阪府助産師会に加入する助産所(以下「実施助産所」という。)

(2) その他、市長が認める医療機関及び助産所。

(委託医療機関)

第6条 市長は、受診券に記載された金額を委託料の上限とする委託契約を前条第1項(1)に掲げる医療機関等と締結し、健康診査を実施する。

(実施方法及び内容等)

第7条 健康診査の時期の目安は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠初期から妊娠23週(第6月末)まで 4週間に1回
- (2) 妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで 2週間に1回
- (3) 妊娠36週(第10月)以降分娩まで 1週間に1回
- (4) 多胎妊婦にあつては前3号に加え医師の判断により適宜

2 健康診査は、必ず次に掲げる項目について検査を実施するとともに、適時に必要に応じて医学的検査を実施するものとする。

- (1) 健康状態の把握(妊娠月周数に応じた問診、診察等)
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

3 実施医療機関等は、前項に規定する健康診査を実施したときは、受診券の実施医療機関等記入欄に必要事項を記入するとともに、母子健康手帳の妊娠中の経過欄に記録するものとする。

(補助の方法等)

第8条 妊婦が、受診券を実施医療機関等に提出し、健康診査を受診したときは、受診券記載の金額を市が実施医療機関等に委託料として支払うことにより補助をする。

2 前項の規定に関わらず、健康診査に要した金額が受診券記載の金額に満たない場合は、当該健康診査に要した金額を市が実施医療機関等に委託料として支払うことにより補助をする。

3 前2項の規定による補助の対象となる経費は、前条第2項に規定する健康診査の項目に係る費用に限るものとする。

4 受診券は、交付を受けた本人に限り有効とする。

5 受診券の使用は、1回の健康診査につき1枚とする。

(実施の報告及び請求について)

第9条 医師会加入実施医療機関は、当月分の受診券をまとめて妊産婦健康診査・新生児聴覚検査請求書(以下「請求書」という。)に添付し、地区医師会及び一般社団法人大阪府医師会を経由して、健康診査の実施の報告及び委託料の請求を行うものとする。

2 実施助産所は、当月分の受診券をまとめて請求書に添付し、地区助産師会及び一

般社団法人大阪府助産師会を經由して、健康診査の実施の報告及び委託料の請求を行うものとする。

- 3 医師会非加入実施医療機関は、当月分の受診券をまとめて請求書に添付し、市に提出することにより、健康診査の実施の報告及び委託料の請求を行うものとする。
- 4 一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人大阪府助産師会は、第1項及び第2項の規定により受診券及び請求書の提出を受けた場合は、とりまとめて翌月10日までに市に提出する。
- 5 市長は前4項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に実施医療機関等が指定する金融機関の口座に振り込むことで、支払うものとする。

(事後指導)

- 第10条 実施医療機関等は、健康診査の結果、さらに精密な健診または医療を要する妊婦に対して、専門医療機関を紹介する等の受診指導を行うものとする。
- 2 市長は、健康診査の結果、必要と認めるときは、当該妊婦に対し事後指導を行うものとする。

(転出に伴う受診券の返却)

- 第11条 受診券の交付を受けた者が、他の自治体に転出するときは、受診券を返却するものとする。

(受診券の譲渡等の禁止)

- 第12条 受診券の交付を受けた者は、受診券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還)

- 第13条 市長は、偽りその他不正の行為により補助を得た者が判明したときは、その者から補助額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(受診券を使用せず健康診査を受診した者に係る助成)

- 第14条 市が交付する受診券を使用できなかったことにより、健康診査を自らの費用負担で受診した者は、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付要綱に基づき当該健康診査の受診に要した費用の助成を受けることができる。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に交付された受診券は、実施日以降においては、改正後の豊中市妊婦健康診査実施要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に交付された受診券は、実施日以降においては、改正後の豊中市妊婦健康診査実施要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年3月6日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に交付された受診券は、実施日以降においては、改正後の豊中市妊婦健康診査実施要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に交付された受診券は、実施日以降においては、改正後の豊中市妊婦健康診査実施要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から実施する。

別表 1

受診券番号	公費負担上限額	備考
1	27,340 円	
2	5,500 円	
3	5,500 円	
4	10,000 円	
5	5,500 円	
6	6,000 円	
7	5,500 円	
8	12,000 円	
9	5,500 円	
10	5,500 円	
11	5,500 円	
12	12,000 円	
13	5,500 円	
14	5,500 円	
15	5,000 円	多胎妊婦専用
16	5,000 円	多胎妊婦専用
17	5,000 円	多胎妊婦専用
18	5,000 円	多胎妊婦専用
19	5,000 円	多胎妊婦専用
20	5,000 円	
21	5,000 円	

別表 2

転入者等により受診券交付申込を行う者の妊娠週数等		豊中市から交付する受診券の枚数・受診券番号
1 か月～ 3 か月	第 1 週～第 1 1 週	1 6 枚 ①～②① (①⑤～①⑨を除く)
4 か月	第 1 2 週～第 1 5 週	1 5 枚 ②～②① (①⑤～①⑨を除く)
5 か月	第 1 6 週～第 1 9 週	1 4 枚 ③～②① (①⑤～①⑨を除く)
6 か月	第 2 0 週～第 2 3 週	1 3 枚 ④～②① (①⑤～①⑨を除く)
7 か月	第 2 4 週～第 2 5 週	1 2 枚 ⑤～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 2 6 週～第 2 7 週	1 1 枚 ⑥～②① (①⑤～①⑨を除く)
8 か月	第 2 8 週～第 2 9 週	1 0 枚 ⑦～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 3 0 週～第 3 1 週	9 枚 ⑧～②① (①⑤～①⑨を除く)
9 か月	第 3 2 週～第 3 3 週	8 枚 ⑨～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 3 4 週～第 3 5 週	7 枚 ⑩～②① (①⑤～①⑨を除く)
1 0 か月～	第 3 6 週	6 枚 ⑪～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 3 7 週	5 枚 ⑫～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 3 8 週	4 枚 ⑬～②① (①⑤～①⑨を除く)
	第 3 9 週～	3 枚 ⑭～②① (①⑤～①⑨を除く)

注 1) 転入者が、かかりつけ医師の勧め等やむを得ない理由で、他自治体から交付された受診券を 2 枚目以降から使用し、最も額面の高い 1 枚目を使用しないまま保有していた場合は、No.②①の代わりにNo.①を交付する。

注 2) 多胎妊婦に追加交付を行う受診券は妊娠週数を問わずNo.①⑤～No.①⑨とする。